

令和 7 年 5 月 26 日



|     |                |
|-----|----------------|
| 担当課 | 指導監査課          |
| 担当者 | 澤本・鈴木・川端       |
| 電話  | (073) 435-1319 |
| 内線  | 5253、5293      |

## 介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和7年5月26日に事業者へ通知しました。

### 1 対象事業者

有限会社LOHAS 取締役 新川 眞実（しんかわ まみ）

所在地 和歌山県有田郡湯浅町栖原55-10

### 2 対象事業所

#### (1) 福祉用具ステーション Stand up

((介護予防) 福祉用具貸与・特定 (介護予防) 福祉用具販売)

所在地 和歌山市紀三井寺655-1 コンフォート紀三井寺107

#### (2) ほっとケアマネステーション (居宅介護支援・介護予防支援)

所在地 和歌山市紀三井寺655-1 コンフォート紀三井寺107

### 3 行政処分の内容

指定の取消し (効力発生日：令和7年5月30日)

### 4 経済上の措置 (介護給付費等の返還)

|       | (1) 福祉用具ステーション Stand up | (2) ほっとケアマネステーション |
|-------|-------------------------|-------------------|
| 介護給付費 | 10,522,825円             | 5,100,425円        |
| 公費負担額 | 17,459,301円             | 3,142,631円        |
| 加算金   | 11,192,849円             | 3,297,221円        |
| 合計    | 39,174,975円             | 11,540,277円       |

### 5 経緯

本市に対する情報提供により、令和7年2月から令和7年4月まで監査を実施し、関係書類の精査及び関係者からの聴取の結果、指定の取消しに相当する事実を確認したため、行政処分を行いました。

### 6 主な取消し理由

#### (1) 福祉用具ステーション Stand up

- ・指定申請時には人員基準を満たす勤務形態一覧表を提出していたが、実際には福祉用具専門相談員の人員基準を満たしていなかった。
- ・事業開始後も人員基準等を満たしていない状態が継続していた。
- ・上記に係る虚偽の報告及び答弁を行った。

#### (2) ほっとケアマネステーション

- ・(1)における不正を認識しながら給付管理を行った。
- ・一部の利用者において、基準に基づくサービス担当者会議を開催しなかった等の運営基準違反の理由により、全額又は一部を減算して請求しなければならないことを認識していながら、減算せずに不正に請求し、受領した。
- ・上記に係る虚偽の報告及び答弁を行った。